

自治基本条例項目想定骨子(案)

市民の権利・義務

基本原則

情報公開、情報提供、情報共有

住民参加、協働

議会の役割等、議員の責務

執行機関

連携、協力

最高法規性

見直し手続き

丸亀市自治基本条例を考える会「報告書」その1 まちづくりの基本原則について（考え方）

① ともすると、**市民参加の具体的な制度や手続を設けること**に目を奪われがちになるが、いろいろな事例について**物事の決め方**を検証してみても、わかったことは、具体的な制度や手続を設けることが重要なのは勿論だが、それを設けたからといって私たちの望むようになるとは限らないということであった。

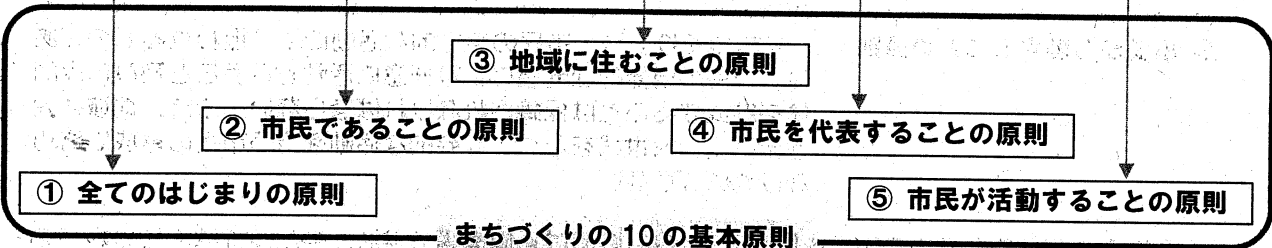
② 最も大切なのは、私たちを含め**制度・手続をどのように運用するか**ということであり、その原則をちゃんと確認し、いつもチェックできるように掲げておくことである。
⇒まちづくりの基本原則 ⇒自治基本条例

③ そこで、**物事の決まっていって流れて原則をまとめよう**とした。しかし、その前に、**前提として確認することがあるのではない**かということになった。

まず、基本的なことを確認しよう！

「まちづくり」は、誰が主役なの？
「まちづくり」は、誰がするの？
「まちづくり」には何が必要なの？

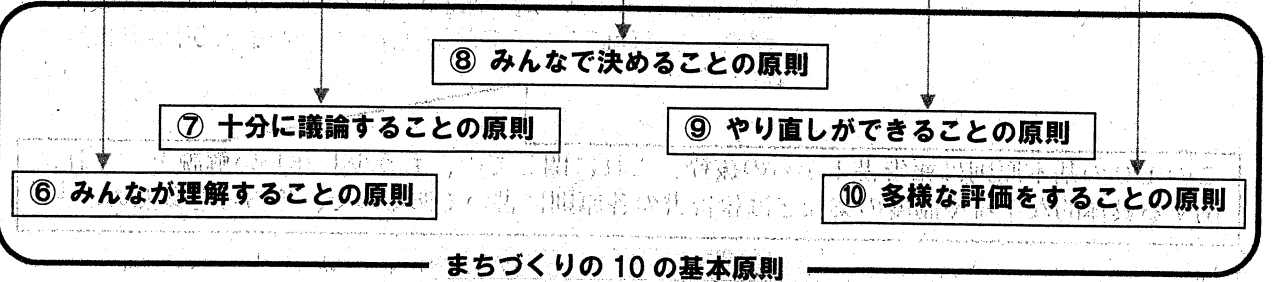
- ① 市民が主役であることを確認しよう。
- ② 市民がいることは地域での役割を引き受けること。
- ③ 地域づくりは、みんなが協力して行うもの。
- ④ 市民を代表する人と信頼関係をもとう。
- ⑤ 市民の自発的な活動を活性化しよう。



次に、物事が決まっていって流れに沿って考えよう！

どんな内容が知らないと、決められないんじゃない？
案を絞り込む前に、時間的な余裕を持って意見を聴いてほしいよね。
知らない間に決めてほしくないし、みんなの意見を反映させたいね。
一度決まったからといってやり直せないのはおかしいよね？
今だけじゃなく、歴史も大切だし、将来の子どもたちのことも考えるべきだよな。

- ⑥ 物事を決めるときには、みんなが理解できるようにしよう。
- ⑦ 物事を決めるときには、十分に議論しよう。
- ⑧ 物事を決めるときには、みんな決めてよう。
- ⑨ 一度決めたことでもやり直せるようにしよう。
- ⑩ 物事を決めるときには、過去から現在、将来にわたる視点を持とう。



まちづくりの10の基本原則

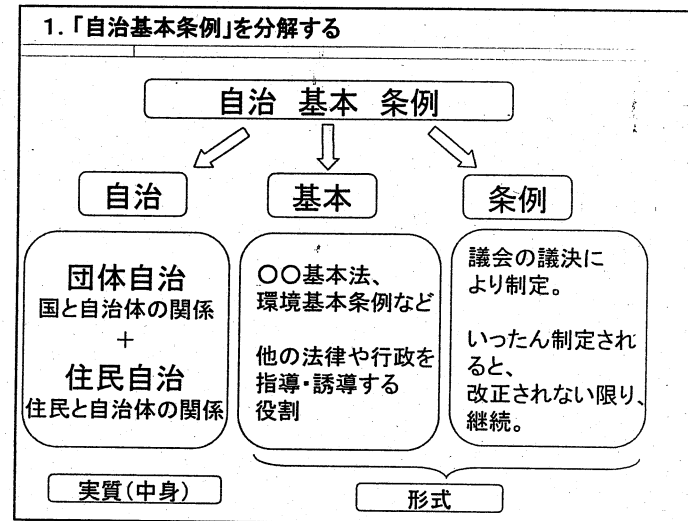
- ① **全てのはじまりの原則** : 「まちづくり」における主権は市民個人にあることを確認しなければならない。また、その一方で、個人の権利は社会的なルールを遵守することをおして守られるものであることを確認しなければならない。
- ② **市民であることの原則** : 「まちづくり」は、市民が地域の一員になることによって始めて成立することを認識し、市民は常に地域に対してその能力に応じて何ができるかを問い続け、可能な範囲で積極的にその役割を担わなければならない。
- ③ **地域に住むことの原則** : 「まちづくり」は、市民の信託を受けた首長・議会と行政のみが責任を負うものではなく、これらの機関と市民とのパートナーシップに裏付けされた協働により実践されなければならない。また、市民同士、地域を越えた自治体間及び国際間の多様な主体との幅広い協働を活性化すべきである。
- ④ **市民を代表することの原則** : 「まちづくり」において、市民の信託は首長・議会をとおして執行されるべきものであり、その他の団体はどのような団体も市民を代表するものではない。また、市民・首長・議会・行政・企業等のそれぞれは、互いに信頼のある行動をとらなければならない。
- ⑤ **市民が活動することの原則** : 「まちづくり」は、市民の自主的な活動により担われるものであり、市民の自発的な発議により任意に活動を行うこと及び市民団体を結成することは保障されなければならない。また、地域社会を挙げて、次世代を含め、自発的な活動を行う市民の育成に努めなければならない。
- ⑥ **みんなが理解することの原則** : 「まちづくり」における施策等の検討に当たっては、その施策のプラス面ばかりでなくマイナス面の説明や、代替案の可能性も含め、広くその施策の選択並びに決定の理由について市民が理解する機会が与えられなければならない。
- ⑦ **十分に議論することの原則** : 「まちづくり」での市民の合意形成においては、全ての市民が同じ情報を共有することが前提であり、物事の始まりからの情報公開により、市民が等しく情報を手に入れ、それらについて十分に議論をする時間を得ることが保障されなければならない。
- ⑧ **みんなで決めることの原則** : 「まちづくり」における施策等の決定については、広く市民の意見を聴いたうえで、透明性のある決定過程を経て行われなければならない。透明性の確保においては、多様な合意形成手法を工夫し、できるだけ多くの市民の合意を得られるように最大限の努力をしなければならない。
- ⑨ **やり直しができることの原則** : 「まちづくり」において、多くの市民の合意に基づきなされた決定であっても、社会情勢の変化等によりその判断基準が変わる場合があることを認識し、その選択がふさわしくないと判断される際には、先送りすることなく是正されなければならない。
- ⑩ **多様な評価をすることの原則** : 「まちづくり」においては、空間的・文化的・財政的な環境を良好に保全することを基本にすべきである。そのため、環境的・伝統的・文化的・財政的など多様な行政評価手法の開発に努め、常に将来への負荷についての評価を伴った施策選択が行われなければならない。

この10の基本原則は報告書1からの抜粋。これに関しての、もう少し詳しい解説と、これに関する具体的な手続や制度の案などは報告書の各原則に書いてあるので、そちらを参照のこと。

高松市自治基本条例を考える市民委員会の発足に当たって

平成20年2月28日

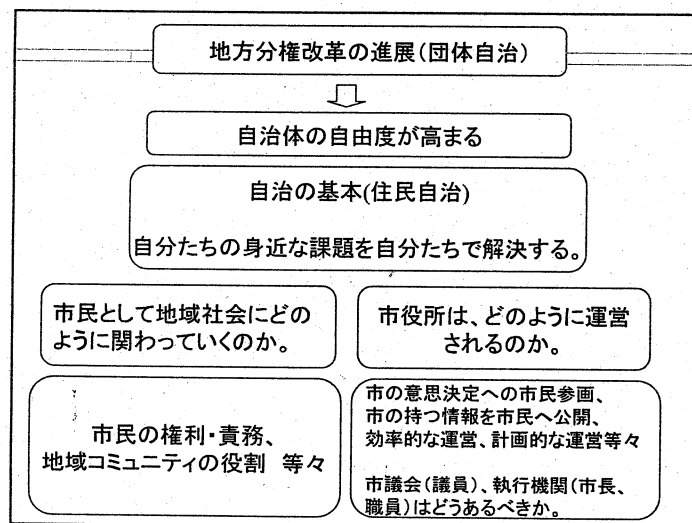
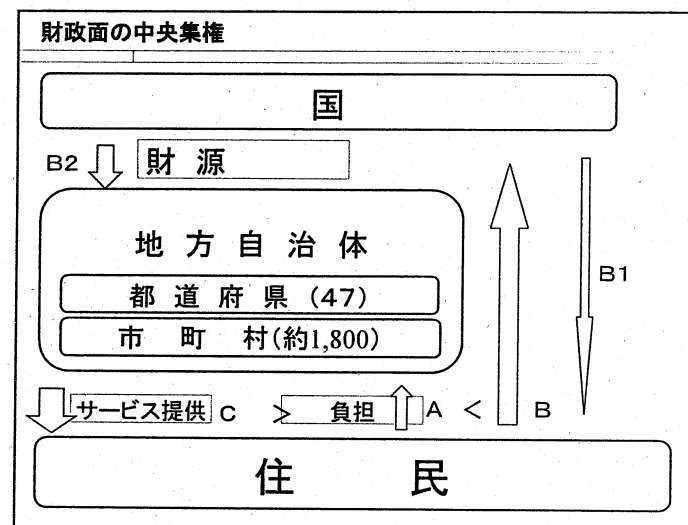
香川大学大学院地域マネジメント研究科
緒方俊則



- 「基本条例」、「基本法」【参議院法制局サイトをもとに作成】
- 近年、法律の題名に「基本法」という名称をもつ法律が増。
 - 土地基本法、環境基本法、高齢社会対策基本法、科学技術基本法など
 - 基本法は、国の制度・政策に関する理念、基本方針を示す
 - それに沿った措置を講ずべきことを定めているのが通常
 - これを受けて、基本法の目的、内容等に適合するような形でさまざまな行政諸施策が遂行
 - 基本法は、それぞれの行政分野において、いわば「親法」として優越的な地位
 - 当該分野の施策の方向付けを行い、
 - 他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たす
 - 基本法で定める内容は抽象的なものにとどまることが多い
 - 訓示規定・プログラム規定でその大半を構成

2. なぜ、今、自治基本条例の制定か？
- 明治以来続いてきた中央集権体制の
変革が始まった。
 - 地方分権改革(1993年～)
 - ～2000年 第1期・分権改革
 - ～2006年 三位一体の改革
 - 2007年～ 第2期・分権改革

H18年度・高松市 一般会計支出額 1290億1712万円	
H17市民1人当たり支出額 34万5千円	
H17市民1人当たり税負担額 14万7千円	
 民生費 10万5449円 (9万6883円)	 土木費 3万8834円 (3万6835円)
 教育費 3万6163円 (4万4338円)	 衛生費 3万1517円 (3万5253円)
 総務費 2万8605円 (3万9638円)	 消防費 1万1779円 (1万2642円)
 公債費 7768円 (8605円)	その他(農林水産費・商工費・雑費など) 1万746円 (1万6196円)
()は前年度	



- 住民との情報の共有、パブリックコメント
- 住民 ⇄ 行政 ・情報公開請求ほか
 - 住民 ⇄ 行政・広報、ホームページ、
 - ・予算編成過程の公開、審議会の公開、
 - ・アンケート調査、公聴会審議会委員の公募ほか
 - 高松市観光振興計画(素案)について
 - 意見等の提出期間
 - 平成20年1月21日(月)から平成20年2月4日(月)まで
 - 高松市防災ハザードマップ(素案)について
 - 意見等の提出期間
 - 平成20年1月9日(水)から平成20年1月28日(月)まで